

旧	新
ビジ助でんき需給約款 第 <u>1</u> 条適用 <u>1</u> このビジ助でんき需給約款(高圧・特別高圧) (以下「本約款」といいます。) は、<u>一般送配電事業者が維持および運用する供給</u>設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける <u>需要場所において当社に対して</u>電気需給契約 (以下「本電気需給契約」といいます。) の申込みをしたお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。 なお、本約款および本電気需給契約に定めのない<u>ものについては</u>、関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 (以下「当該一般送配電事業者」といいます。) が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等 (以下「託送約款等」といいます。) に<u>従うものとします</u>。 <u>2</u> お客さまおよび当社は、本約款および本電気需給契約 (以下あわせて「本契約」といいます。) に定められた事項を遵守<u>するものと</u>します。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守<u>するものと</u>します。 第 <u>2</u> 条本約款等の変更 <u>1</u> 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金単価等を変更することがあります。	ビジ助でんき需給約款 第 <u>1</u> 条適用 <u>1</u> このビジ助でんき需給約款(高圧・特別高圧) (以下「本約款」といいます。) は、<u>当社から一般送配電事業者の供給</u>設備を介して、<u>高圧または特別高圧</u>で電気の供給を受ける電気需給契約 (以下「本電気需給契約」といいます。) の申込みをしたお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。 なお、本約款および本電気需給契約に定めのない<u>事項は</u>、関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 (以下「当該一般送配電事業者」といいます。) が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等 (以下「託送約款等」といいます。) に<u>従います</u>。 <u>2</u> お客さまおよび当社は、本約款および本電気需給契約 (以下あわせて「本契約」といいます。) に定められた事項を遵守します。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守します。 第 <u>2</u> 条本約款等の変更 <u>1</u> 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金単価等を変更することがあります。

旧	新
なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件（以下「本約款等」といいます。）を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により<u>周知することと</u>します。この<u>周知</u>が行われ、効力発生時期が到来した<u>場合には、供給条件は、</u>変更後の本約款等<u>によりま</u> <u>す。</u> <u>2</u> 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の<u>方法により行うことについて、</u>あらかじめ承諾<u>していただきます。</u> <u>3</u> 前項にかかわらず、本約款の変更等が、法令・条例・規則等の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、<u>供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、</u>および、契約変更後の書面交付に<u>ついては、その交付をしないこととし、</u>お客<u>さまは、当該取扱いについて</u>あらかじめ承諾<u>していただきます。</u> 第<u>6</u>条電気需給契約の成立 <u>3</u> 電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾<u>していただきます。</u>	なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件（以下「本約款等」といいます。）を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（<u>電磁的な方法を含み、</u>以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により<u>公表</u>します。この<u>公表</u>が行われ、効力発生時期が到来した<u>ときから、</u>変更後の本約款等<u>が適用され</u> <u>ます。</u> <u>2</u> 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の<u>各号</u>にあらかじめ承諾<u>します。</u> <u>3</u> 前項にかかわらず、本約款の変更等が、法令・条例・規則等の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、契約変更前の書面の交付および、契約変更後の書面交付をしないこと<u>があることについて</u>お客<u>様</u>はあらかじめ承諾<u>します。</u> 第<u>6</u>条電気需給契約の成立 <u>3</u> 電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾<u>します。</u>

旧	新
第 7 条 契約期間 <u>2</u> 前項但書に基づき契約期間が更新される場合、お客さまに対する供給条件の説明および契約更新前の書面の交付については、当社が適切と判断した方法により行い、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて、あらかじめ承諾していただきます。 第 8 条 常時供給電力 <u>1</u> 契約電力 常時供給電力の契約電力は、以下によって定めます。 (<u>1</u>) 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下「実量制のお客さま」といいます。）。 各月の契約電力は、以下の場合を除き、その <u>1 月</u> の最大需要電力と前 11 <u>月</u> の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。 イ 新たに電気の供給を受ける場合、当社からの需給開始日以降 2 年の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの需給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか最大の値とします。 ロ 受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の次の月以降	第 7 条 契約期間 <u>2</u> 前項但書に基づき契約期間が更新される場合、お客さまに対する供給条件の説明および契約更新前の書面の交付については、当社が適切と判断した方法により行い、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて、あらかじめ承諾します。 第 8 条 常時供給電力 <u>1</u> 契約電力 常時供給電力の契約電力は、以下によって定めます。 (<u>1</u>) 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下「実量制のお客さま」といいます。）。 各月の契約電力は、以下の場合を除き、その <u>1 カ月</u> の最大需要電力と前 11 <u>カ月</u> の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。 イ 新たに電気の供給を受ける場合、当社からの需給開始日以降 2 年の期間の各月の契約電力は、その 1 <u>カ月</u> の最大需要電力と当社からの需給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか最大の値とします。 ロ 受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 <u>カ月</u> の次の月以

旧	新
12 <u>月</u>の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降12 <u>月</u>の期間で、その1月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合の契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。 <u>2</u> 料金 常時供給電力の<u>1月</u>の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、基本料金単価および電力量料金単価は本電気需給契約に定める<u>もの</u>とします。 (1) 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用<u>するものとし</u>、常時供給電力の契約電力、その基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。 $\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$ ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）は、以下の算式により算定される金額とします。 $\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$	降12 <u>カ月</u>の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降12 <u>カ月</u>の期間で、その1 <u>カ</u>月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合の契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。 <u>2</u> 料金 常時供給電力の<u>1カ月</u>の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、基本料金単価および電力量料金単価は本電気需給契約に定める<u>とおり</u>とします。 (1) 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用<u>され</u>、常時供給電力の契約電力、その基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。 $\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$ ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）は、以下の算式により算定される金額とします。 $\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$

旧	新
(2) 電力量料金 電力量料金は、当該<u>1月</u>の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量単価ならびに燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費調整額±電源調整費＋容量拠出金相当額 第9条予備電力 <u>1</u> 契約電力 予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 <u>2</u> 料金 予備電力の<u>1月</u>の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために<u>3%</u>の損失率で修正したものとします。なお、契約電力および基本料金単価は、本電気需給契約に定める<u>もの</u>とします。	(2) 電力量料金 電力量料金は、当該<u>1カ月</u>の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量単価ならびに燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費調整額±電源調整費＋容量拠出金相当額 第9条予備電力 <u>1</u> 契約電力 予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 <u>2</u> 料金 予備電力の<u>1カ月</u>の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために<u>3%</u>の損失率で修正しします。なお、契約電力および基本料金単価は、本電気需給契約に定める<u>とおり</u>とします。

旧	新
(1) 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。 $\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$ (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金同様の算式により算定します。 第10条 自家発補給電力 1 契約電力 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。 2 料金 自家発補給電力の1月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、基本料金単価、不使用月単価および電力量料金単価は本電気需給契約に定めるものとします。 (1) 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の	(1) 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用されるものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。 $\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$ (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1カ月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金同様の算式により算定します。 第10条 自家発補給電力 1 契約電力 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。 2 料金 自家発補給電力の1カ月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、基本料金単価、不使用月単価および電力量料金単価は本電気需給契約に定めるとおりとします。 (1) 基本料金 基本料金は、需給開始日以降適用されるものとし、自家発補給電力の

旧	新
約電力、その基本料金単価および不使用月係数から以下の算式により算定される金額とします。 (2) 電力量料金 電力量料金は、当該 <u>1月</u> の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額から以下の算式により算定される金額とします。 <u>3</u> 定期検査・定期補修の取扱い お客さまは、毎年度当初にあらかじめ発電設備の定期検査・定期補修の実施時期を定め、当社へ書面により通知 <u>していただきます</u>。その実施時期に変更がある場合には、実施の <u>1</u> 月前までに当社に通知 <u>していただきます</u>。 なお、当社または当該一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議のうえ、実施時期を変更 <u>させていただく場合があります</u>。 <u>4</u> 自家発補給電力の使用 (2) 使用の確認 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大需要電力が前 11 <u>月</u> の最大需要電力以下の場合は、それぞれ、前号にかかわらず、自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。 <u>5</u> 自家発補給電力の最大需要電力	契約電力、その基本料金単価および不使用月係数から以下の算式により算定される金額とします。 (2) 電力量料金 電力量料金は、当該 <u>1ヵ月</u> の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額、電源調整費および容量拠出金相当額から以下の算式により算定される金額とします。 <u>3</u> 定期検査・定期補修の取扱い お客さまは、毎年度当初にあらかじめ発電設備の定期検査・定期補修の実施時期を定め、当社へ書面により通知 <u>するものとします</u>。その実施時期に変更がある場合には、実施の <u>1ヵ月</u> 前までに当社に通知 <u>するものとします</u>。 なお、当社または当該一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議のうえ、実施時期を変更 <u>することができます</u>。 <u>4</u> 自家発補給電力の使用 (2) 使用の確認 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大需要電力が前 11 <u>ヵ月</u> の最大需要電力以下の場合は、それぞれ、前号にかかわらず、自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。 <u>5</u> 自家発補給電力の最大需要電力

旧	新
常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給電力の契約電力をその<u>1月</u>の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その<u>1月</u>の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその<u>1月</u>の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。 <u>7</u> その他 (<u>1</u>) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出<u>していただきます</u>。 (<u>2</u>) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象<u>といたしません</u>。 第 12 条料金の算定および支払等 <u>1</u> 支払義務 お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生<u>するものと</u>し、当社はこれに基づき料金の請求を<u>行い</u>ます。 <u>3</u> 電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、計量期間の途中で電気の供給を開始または本契約が	常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給電力の契約電力をその<u>1ヵ月</u>の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その<u>1ヵ月</u>の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその<u>1ヵ月</u>の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。 <u>7</u> その他 (<u>1</u>) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出<u>します</u>。 (<u>2</u>) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象<u>になりません</u>。 第 12 条料金の算定および支払等 <u>1</u> 支払義務 お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生し、当社はこれに基づき料金の請求を<u>し</u>ます。 <u>3</u> 電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、計量期間の途中で電気の供給を開始または本契約が

旧	新
終了した場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とし、当該算定期間を <u>1月</u> とします。 <u>4</u> 日割計算 当社は、前項に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。 (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。 基本料金 = <u>1月</u> の基本料金 × (日割計算対象日数 / 当該月の計量期間の日数) <u>5</u> 支払方法 (1) お客さまは、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。） <u>については、毎月、原則として口座振替または当社が指定する金融機関への振込みにより支払っていただきます。</u>なお、<u>振込みによりお支払いいただく場合には、その</u>振込手数料はお客さまの負担とします。 (2) 前号にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて支払っていただくことがあります。 <u>6</u> 請求書の発行等 (1) 当社は、原則として、電気料金<u>その他の請求額の明細書を当社 WEB サイトを通じて、お客さまに通知し、それをもってお客さまへの請求を行ったものとします。</u> (2) お客さまから申出があった場合、請求書を<u>書面にて発行いた</u>します。 この場合、以下の発行手数料<u>に消費税等相当額を加算した金額を電気料金</u>	終了した場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とし、当該算定期間を <u>1カ月</u> とします。 <u>4</u> 日割計算 当社は、前項に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。 (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。 基本料金 = <u>1カ月</u> の基本料金 × (日割計算対象日数 / 当該月の計量期間の日数) <u>5</u> 支払方法 (1) お客さまは、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。） <u>を、原則として、毎月、口座振替または銀行振込みの方法により当社に支払うものとします。</u>なお、<u>銀行振込の場合、</u>振込手数料はお客さまの負担とします。 (2) 前号<u>の規定</u>にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて<u>お客さまに電気料金等を</u>支払っていただくことがあります。<u>この場合、当社のグループ会社への支払いと同時に、お客さまの当社に対する当該電気料金等の支払義務は消滅します。</u> <u>6</u> 請求書の発行等 (1) 当社は、原則として、電気料金<u>等の請求書を当社 WEB サイト上で電磁的な方法で発行</u>します。 (2) お客さまから申出があった場合、<u>紙の</u>請求書を発行します。 この場合、以下の発行手数料<u>が発生します。</u>

旧	新
<u>等とともにお支払いいただきます。</u> <u>7 支払期日</u> (1) お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わ<u>れ</u>ない場合には、<u>は、当社は</u>、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、<u>年10%（閏年の日を含む期間について、365日当たり）の割合とします。）</u>の延滞利息をお客さまから申し受けます。 (2) <u>(1) による延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払っていただきます。</u> <u>(3) お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わ<u>れ</u>ない場合には、<u>8 の規定に加え</u>、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。</u> <u>8 分割請求</u> 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに<u>対し</u>請求することが<u>できるものとします</u>。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 <u>当社は、分割請求を行う場合、対象となるお客さま、料金項目、分割回数等を事前に当社のウェブサイトにて公表するものとします。</u> <u>9 その他</u> 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、<u>当社が指定する金融機関への</u>	<u>7 支払期日</u> (1) お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、<u>法定利率</u>の割合<u>による</u>延滞利息を<u>当社に支払うもの</u>とします。 (2) お客さまが電気料金等を支払期日までに支払わない場合には、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。 <u>8 分割請求</u> 当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに請求することが<u>できます</u>。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 <u>9 その他</u> 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、<u>銀行</u>振込みにより支払ってい

旧	新
振込みにより支払っていただきます。なお、<u>この場合の</u>振込手数料はお客様の負担とします。 第 13 条保証金 <u>1</u> 当社は、お客様から、<u>供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、</u>予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、需給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。 <u>2</u> 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までとします。 <u>3</u> 当社は、<u>本契約が終了した場合または支払期日を経過してもなお電気料金の全部または一部が支払われなかった場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。</u> <u>4</u> 当社は、<u>第 2 項に定める</u>保証金の<u>預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、</u>お客様に対して<u>保証金をお返しします。ただし、前項により保証金をお客様の支払額に充当した場合は、その残額をお返しします。</u> <u>5</u> 当社は、保証金について利息を付しません。 第 15 条お客様の協力 <u>1</u> 力率の保持 (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを	たきます。なお、振込手数料はお客様の負担とします。 第 13 条保証金 <u>1</u> 当社は、お客様から、予想月額料金の 3 <u>カ</u>月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、需給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。 <u>2</u> 当社は、<u>保証金と支払期日を経過した電気料金とを対当額をもって、相殺</u>することが<u>できます。</u>当社は、<u>相殺による</u>保証金の<u>不足分を</u>お客様に対して、<u>請求することができます</u>。 <u>3</u> 当社は、保証金について利息を付しません。 第 15 条お客様の協力 <u>1</u> 力率の保持 (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開

旧	新
開放していただいたときの <u>1月</u> の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。 <u>2 立入り業務への協力</u> 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾 <u>していただきます</u>。 <u>3 電気の使用に伴うお客さまの協力</u> (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設 <u>していただきます</u>。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。 (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、前号に <u>準ずるものとします</u>。 <u>4 用地確保等の協力</u> お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力 <u>していただきます</u>。	開放していただいたときの <u>1カ月</u> の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。 <u>2 立入り業務への協力</u> 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを <u>あらかじめ承諾します</u>。 <u>3 電気の使用に伴うお客さまの協力</u> (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設 <u>します</u>。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。 (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、前号に <u>準じます</u>。 <u>4 用地確保等の協力</u> お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、<u>当社に協力します</u>。

旧	新
<u>5</u> 施設場所の提供 以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、お客さまは、その場所を無償で提供<u>していただくものと</u>します。 <u>6</u> お客さまの電気工作物の使用 以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することが<u>できるものと</u>します。 <u>8</u> 保安等に対するお客さまの協力 (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者速やかにその旨を通知<u>していただきます</u>。 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>していただきます</u>。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>していただきます</u>。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更<u>していただきます</u>。 <u>9</u> 一般送配電事業者との協議 お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議<u>をしていただくことがあります</u>。 <u>10</u> 無停電電源装置の設置等	<u>5</u> 施設場所の提供 以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、お客さまは、その場所を無償で提供します。 <u>6</u> お客さまの電気工作物の使用 以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することが<u>できます</u>。 <u>8</u> 保安等に対するお客さまの協力 (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者速やかにその旨を通知<u>するものと</u>します。 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>します</u>。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知<u>します</u>。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更<u>するものと</u>します。 <u>9</u> 一般送配電事業者との協議 お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と<u>の協議に応じるものと</u>します。 <u>10</u> 無停電電源装置の設置等

旧	新
お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を<u>講じていただきます</u>。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を<u>明らかにしていただき</u>、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を<u>講じていただきます</u>。	お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を<u>講じるものとします</u>。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を<u>当社に通知するとともに</u>、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を<u>講じます</u>。
第 17 条給電指令の際の措置 <u>3</u> 本条第 <u>1</u> 項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、その <u>1 月</u> の電気料金または翌 <u>1 月</u> の電気料金にて以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。 (<u>1</u>) 契約電力（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計とします。）が 500kW 未満の場合、該当する基本料金（力率割引または割増し後のものとします。）を対象として、その <u>1 月</u> 中の制限し、または中止した延べ日数 <u>1 日</u> ごとに <u>4%</u> の割引とします。 (<u>2</u>) 契約電力（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計とします。）が 500kW 以上の場合、該当する基本料金（力率割引または割増し後のものとします。）を対象として、その <u>1 月</u> 中の制限、または中止した延べ時間数 <u>1</u> 時間ごとに <u>0.2%</u> の割引とします。	第 17 条給電指令の際の措置 <u>3</u> 本条第 <u>1</u> 項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、その <u>1 カ月</u> の電気料金または翌 <u>1 カ月</u> の電気料金にて以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。 (<u>1</u>) 契約電力（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計とします。）が 500kW 未満の場合、該当する基本料金（力率割引または割増し後のものとします。）を対象として、その <u>1 カ月</u> 中の制限し、または中止した延べ日数 <u>1 日</u> ごとに <u>4%</u> の割引とします。 (<u>2</u>) 契約電力（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計とします。）が 500kW 以上の場合、該当する基本料金（力率割引または割増し後のものとします。）を対象として、その <u>1 カ月</u> 中の制限、または中止した延べ時間数 <u>1</u> 時間ごとに <u>0.2%</u> の割引とします。
第 18 条契約の変更または解約 <u>1</u> 電気需給契約の変更 (<u>1</u>) お客さまが当社へ需給契約の申込み後、需給開始に至る前にお客さま	第 18 条契約の変更または解約 <u>1</u> 電気需給契約の変更 (<u>1</u>) お客さまが当社へ需給契約の申込み後、需給開始に至る前にお客さまの

旧	新
の都合により申込みを撤回される場合は、その旨を当社に通知していただきます。この場合、当社は、お客さまから以下の算式により算定される金額を申し受けます。また、当該一般送配電事業者から接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、お客さまは、その工事費等負担金相当額を当社に支払うものとします。 申込み時の契約電力×申込み時にお客さまが合意した基本料金単価×1月 なお、この算式に用いる基本料金1月分には、まったく電気を使用しない月の場合の半額割引および力率割引または割増しは適用しません。 2 契約電力の変更 (1) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2か月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での承諾を得ていただきます。本契約締結後、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。また、お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気の使用状況を勘案し、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月以降の契約電力を、当該最大需要電力を下回らない値に変更できるものとします。 (2) 前号による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは、需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につき	都合により申込みを撤回される場合は、その旨を当社に通知するものとします。この場合、お客さまは、以下の算式により算定される金額を当社に支払うものとします。また、当該一般送配電事業者から接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、お客さまは、その工事費等負担金相当額を当社に支払うものとします。 申込み時の契約電力×申込み時にお客さまが合意した基本料金単価×1カ月 なお、この算式に用いる基本料金1カ月分には、まったく電気を使用しない月の場合の半額割引および力率割引または割増しは適用されません。 2 契約電力の変更 (1) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2カ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での承諾を得ていただきます。本契約締結後、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。また、お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気の使用状況を勘案し、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月以降の契約電力を、当該最大需要電力を下回らない値に変更することができます。 (2) 前号による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは、需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につきお

旧	新
お客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を別途当社に支払<u>っていただきます</u>。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が<u>1年</u>未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値とします。なお、臨時電力料金単価は第<u>8</u>条（常時供給電力）<u>第2項、第9条</u>（予備電力）第<u>2</u>項および第10条（自家発補給電力）第<u>2</u>項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。 (<u>3</u>) 契約電力の変更は、<u>1月</u>を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。 <u>3</u> 契約の解約 (<u>1</u>) お客さままたは当社が本契約を解約する場合には、希望日の<u>3か</u>月前までに相手方に対し書面または、当社が適切と判断した方法により通知（以下「解約通知」といいます。）するものとします。なお、お客さまが当社に解約通知せずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知と<u>みなすものとします</u>。お客さままたは当社は申し出た日から<u>3</u>か月後以降に到来する最初の計量日の前日を解約日として本契約を解約<u>できるものとします</u>。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から<u>3か</u>月後以降に到来する最初の計量日の前日以外の適当な日を解約日とすることができます。 (<u>2</u>) お客さまからの申出による前号の解約が、需給開始日または契約電力増加日から<u>1年</u>未満の期間内となる場合、お客さまは、需給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が<u>1年</u>未満となる	客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を別途当社に支払<u>うものとします</u>。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が<u>1年</u>未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値とします。なお、臨時電力料金単価は第<u>8</u>条（常時供給電力）<u>第2項、第9条</u>（予備電力）第<u>2</u>項および第10条（自家発補給電力）第<u>2</u>項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。 (<u>3</u>) 契約電力の変更は、<u>1カ月</u>を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。 <u>3</u> 契約の解約 (<u>1</u>) お客さままたは当社が本契約を解約する場合には、希望日の<u>3カ</u>月前までに相手方に対し書面または、当社が適切と判断した方法により通知（以下「解約通知」といいます。）するものとします。なお、お客さまが当社に解約通知せずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知と<u>みなします</u>。お客さままたは当社は申し出た日から<u>3</u>か月後以降に到来する最初の計量日の前日を解約日として本契約を解約<u>することができます</u>。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から<u>3カ</u>月後以降に到来する最初の計量日の前日以外の適当な日を解約日とすることができます。 (<u>2</u>) お客さまからの申出による前号の解約が、需給開始日または契約電力増加日から<u>1年</u>未満の期間内となる場合、お客さまは、需給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が<u>1年</u>未満となる契

旧	新
契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が<u>1年</u>未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を、第 6 号に定める解約手数料とは別に当社に<u>支払っていただきます</u>。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が<u>1年</u>未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値とします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 12 条（料金の算定および支払等）第<u>4</u>項に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第 8 条（常時供給電力）<u>第 2 項、第 9 条</u>（予備電力）第<u>2</u>項および第 10 条（自家発補給電力）第<u>2</u>項に定める各料金単価を 1.2 倍したものとします。	約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が <u>1年</u>未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を、第 6 号に定める解約手数料とは別に当社に<u>支払うものとします</u>。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が <u>1年</u>未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値とします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 12 条（料金の算定および支払等）第 <u>4</u>項に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第 8 条（常時供給電力）<u>第 2 項、第 9 条</u>（予備電力）第 <u>2</u>項および第 10 条（自家発補給電力）第 <u>2</u>項に定める各料金単価を 1.2 倍したものとします。
第 20 条損害賠償等 <u>1</u> 損害賠償 (<u>1</u>) お客さまが電気工作物の改変等によって、当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の <u>3 倍</u>に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、<u>6 月</u>以内で当社により決定された期間となります。 (<u>2</u>) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した	第 20 条損害賠償等 <u>1</u> 損害賠償 (<u>1</u>) お客さまが電気工作物の改変等によって、当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の <u>3 倍</u>に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、<u>6 カ月</u>以内で当社により決定された期間となります。 (<u>2</u>) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したこ

旧	新
ことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、<u>当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</u> <u>2</u> 損害賠償の免責 (<u>6</u>) 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに直接、かつ現実が発生した通常の損害に限りこれを賠償するものとします。お客さまが受けた特別損害および間接損害 (<u>お客さまの逸失利益を含みます。</u>) については、当社はその責めを負いません。 第 21 条不可抗力 <u>1</u> 不可抗力による免責 お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わない<u>こと</u>とします。 <u>2</u> 不可抗力による<u>解約</u> (<u>1</u>) 前項で定める不可抗力を原因として本契約の履行が<u>出来</u>ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を<u>解約</u>することができます。 (<u>2</u>) 本項の<u>解約</u>に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。 第 22 条契約解除 <u>2</u> 前項における当社からの契約解除の通知方法は、原則として、当社からお客さまの登録住所へ<u>当該</u>書面を郵送する<u>こと</u>によるものとし、万が一お客	とにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、<u>お申込者は、その賠償金額を当社に支払うものとします。</u> <u>2</u> 損害賠償の免責 (<u>6</u>) 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに直接、かつ現実が発生した通常の損害に限りこれを賠償するものとします。お客さまが受けた特別損害および間接損害、<u>拡大損害、および</u>逸失利益については、当社はその責めを負いません。 第 21 条不可抗力 <u>1</u> 不可抗力による免責 お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わない<u>もの</u>とします。 <u>2</u> 不可抗力による<u>解除</u> (<u>1</u>) 前項で定める不可抗力を原因として本契約の履行が<u>でき</u>ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を<u>解除</u>することができます。 (<u>2</u>) 本項の<u>解除</u>に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。 第 22 条契約解除 <u>2</u> 前項における当社からの契約解除の通知方法は、原則として、当社からお客さまの登録住所へ書面を郵送する<u>方法</u>によるものとし、万が一お客さま

旧	新
さま<u>のご都合で当該書面を受領されなかった</u>場合でも、<u>当該書面が当該住所宛に配達されたこと</u>をもって解除通知がなされたとみなします。 <u>3 第 1 項</u>に掲げる場合のいずれかに該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を<u>失うものとし</u>、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。	<u>が住所変更を怠ったことなどによって、当該書面が到達しなかった</u>場合でも、解除通知は<u>通常到達すべきときに到達したもの</u>とみなします。 <u>3 第 1 項</u>に掲げる場合のいずれかに該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を<u>失い</u>、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。
第 23 条守秘義務 当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。 (2) 当社が、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、媒介者等に<u>対し</u>情報開示<u>が必要である</u>場合 (3) 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し必要な<u>範囲内で</u>情報開示する場合。なお、この場合において、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守<u>させるものとします</u>。	第 23 条守秘義務 当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。 (2) 当社が、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、媒介者等に<u>対して本契約の履行に必要な情報</u>を開示<u>する</u>場合 (3) 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し<u>本契約の履行に必要な情報</u>を開示する場合。なお、この場合において、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守<u>させます</u>。
第 24 条契約終了後の取扱い 本契約は、契約期間満了、解約または解除により終了します。ただし、本契約に基づく料金の支払義務その他の債権債務および第 23 条（守秘義務）に関する事項については、本契約の終了後も、なお存続<u>するもの</u>とします。	第 24 条契約終了後の取扱い 本契約は、契約期間満了、解約または解除により終了します。ただし、本契約に基づく料金の支払義務その他の債権債務および第 23 条（守秘義務）に関する事項については、本契約の終了後も、なお存続します。

旧	新
第 26 条反社会的勢力の排除 <u>1</u> 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除<u>できるものとします</u>。 第27条	第 26 条反社会的勢力の排除 <u>1</u> 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除<u>することができます</u>。 第27条<u>カスタマーハラスメントの禁止</u> <u>1</u> お客さまは、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ってはならないものとします。 <u>(1)身体的な攻撃（暴行、傷害）</u> <u>(2)精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）</u> <u>(3)威圧的な言動（威嚇行為）</u> <u>(4)土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求</u> <u>(5)継続的な言動または執拗な言動（繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む）</u> <u>(6)拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為）</u> <u>(7)差別的な言動</u> <u>(8)性的な言動、要求</u> <u>(9)従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む）</u> <u>(10)過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、</u>

旧	新
準拠法 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠<u>するものと</u>します。 第 <u>28</u> 条管轄裁判所 本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>3</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その <u>1 月</u> の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。 <u>4</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	<u>合理的理由のない金銭補償の要求を含む)</u> <u>(11) SNS やインターネットでの誹謗中傷</u> <u>(12) 無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影</u> <u>2 当社は、カスタマーハラスメントについて、警察および弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。</u> 第 <u>28</u> 条準拠法 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠します。 第 <u>29</u> 条管轄裁判所 本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 <u>2025 年 5 月 25 日 改訂</u> 別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>3</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その <u>1 カ月</u> の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。 <u>4</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

旧	新
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項に定めるその <u>1月</u> の使用電力量に第 <u>1</u> 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。 別表 3 電源調整費 2.還元基準値<u>及び</u>追加請求基準値 (3)還元基準値および追加請求基準値の改定 当社は、還元基準値および追加請求基準値を適宜見直すことが <u>できるものとします</u>。 別表 4 容量拋出金相当額 1.容量拋出金相当額単価当社は、毎月、電力広域的運営推進機関からあらかじめ通知を受けた容量拋出金見込額を、その月に当社がすべての需要家に供給した電力量の合計（kWh）で除して容量拋出金相当額単価を定め、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法により <u>お客さまに周知</u> します。 別表 5 解約手数料、解約時の分割支払金の一括支払い 2 第 18 条（契約の変更または解約）3 項(1)に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とす	再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項に定めるその <u>1カ月</u> の使用電力量に第 <u>1</u> 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。 別表 3 電源調整費 2. 還元基準値<u>および</u>追加請求基準値 (3) 還元基準値および追加請求基準値の改定 当社は、還元基準値および追加請求基準値を適宜見直すことが <u>できます</u>。 別表 4 容量拋出金相当額 1. 容量拋出金相当額単価当社は、毎月、電力広域的運営推進機関からあらかじめ通知を受けた容量拋出金見込額を、その月に当社がすべての需要家に供給した電力量の合計（kWh）で除して容量拋出金相当額単価を定め、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法により <u>公表</u> します。 別表 5 解約手数料、解約時の分割支払金の一括支払い 2 第 18 条（契約の変更または解約）3 項(1)に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とす

旧	新
る需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1 の規定によらず、<u>当社は解約手数料を申し受けません。</u> 31 の規定にかかわらず、更新月に中途解約される場合、<u>当社は解約手数料を申し受けません。</u>	る需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1 の規定によらず、解約手数料<u>は発生しません。</u> 31 の規定にかかわらず、更新月に中途解約される場合、解約手数料<u>は発生しません。</u>